

横浜市立大学学生自治会中央委員会

# 2025 年度 1 月臨時学生総会

## 【議題詳細資料】

2026 年 1 月 23 日 (金) 18:00 開会

横浜市立大学金沢八景キャンパス 本校舎 107・108 教室  
オンライン配信による出席併用  
事前投票による出席併用

横浜市立大学学生自治会中央委員会  
2025 年度 1 月臨時学生総会

## 【議題一覧】

第1号議案 横浜市立大学学生自治会中央委員会規約改正

全ての議案において、承認を諮詢する。

## 【注意事項】

議決権を有するのは、国際教養学部・国際商学部・理学部・データサイエンス学部・国際総合科学部の全学生です。医学部の学生は議決権を有しません。

事前投票出席による事前投票がお済みの方は、対面出席及びオンライン出席での投票はできません。

## 【問い合わせ先】

横浜市立大学学生自治会中央委員会執行部 事務一般室長 前畠郁斗

〒236-0027 横浜市金沢区瀬戸 22-2

横浜市立大学金沢八景キャンパスサークルA棟303号室

メールアドレス：[ycu.centralcommittee@gmail.com](mailto:ycu.centralcommittee@gmail.com)

# 第1号議案

## 横浜市立大学学生自治会中央委員会規約改正

横浜市立大学学生自治会中央委員会（以下、「本会」という。）規約の改正について、本会規約第44条の規定により執行部会において発議された。

本会規約の改正において、名称を横浜市立大学学生自治会中央委員会会則（以下、「本会会則」という。）に変更した。改正の内容は、表現の推敲、役員及び学生総会に関する規定の追加である。本資料においては、改正を行った条項を抜粋して記載する。また、改正版の本会規約全文は付属資料にて記載する。

**赤字**で記された条項及び条文は、本会規約に既存の条項より内容もしくは表現を変更・統合したものを示す。また、**太字**で記された条項及び条文は、本会会則より新設されたものを示す。また全ての条、項及び号の番号を漢数字から英数字に変更した。

### 第3条 本部

本会は、本部を横浜市立大学金沢八景キャンパスサークル棟**A303号室**に設置する。

### 第5条 事業

本会は、前条に定める目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

(3) 本会に所属する**横浜市立大学公認団体**に関すること

### 第7条 役員の種類

2 本会役員職及び専門部役員職、並びに本会専門部所属団体の役員職（部長、副部長、会計その他団体の意思決定又は財務管理に対する決定権を持つ役員職をいう。）との兼任は、原則として認めない。

### 第9条 選出の方法

役員は、現に執行部員を務める会員の中から選出し、第26条に定める執行部会において、出席者の3分の2以上の承認を得た後、学生総会において、**議決権行使者の3分の2以上の承認**をもって任命される。

### 第10条 役員の役割

役員は次の各号に掲げる役割を持ち、その職務を遂行しなければならない。

(4) **会計監査** 本会の会計業務及び財産状況が、会則及び学生総会の議決に基づき適正に処理・管理されているかを監査する。

2 役員は、本会及び本会会員のために努め、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

## 第 11 条 役員の要件

役員は、次に定める事項を全て満たした者でなければならない。

- (1) 現に横浜市立大学に学籍を置く者
- (2) 休学中でない者
- (3) 過去に役員及び第 16 条に定める執行部員の職を罷免されたことのない者
- (4) 本会の業務に真摯に取り組む者
- (5) 任期を全うする意志がある者
- (6) 学業及び自治会活動等に精進し、誠実かつ仁徳を備える者

## 第 12 条 役員の罷免

役員の罷免は、次の各号に掲げるいずれかの方法により成立する。

- (2) 全ての専門部の長による、全会一致の承認
  - (3) 第 25 条に定める学生総会における議決権行使者の 3 分の 2 以上の承認
- 2 役員の罷免は、執行部員としての籍を失うものではない。

## 第 22 条 事務局構成員

役員を除く執行部員は、事務局のいずれかに属さなければならない。

## 第 27 条 学生総会の開催

学生総会は、定時学生総会、臨時学生総会及び特別学生総会とする。

- 2 定時学生総会は、原則として年 2 回開催する。
- 3 臨時学生総会は、全会員数の 10 分の 1 以上の請求があったとき、又は執行部会において臨時学生総会の開催が決議されたときに開催する。
- 4 特別学生総会は、第 35 条第 3 項に基づき開催する。
- 5 本会は、学生総会を開催する 7 日前までに会員に対して開催の告知をしなければならない。
- 6 本会は、第 31 条第 3 項に定める定足数を満たすように努めなければならない。

## 第 28 条 学生総会における権利

全ての会員は、学生総会へ出席する権利を有する。

- 2 全ての会員は、学生総会の各議題において一人一票の議決権を有する。

## 第 29 条 学生総会の議長

学生総会の議長は、委員長が務める。

- 2 学生総会において、委員長の罷免に関する議題がある場合、副委員長が議長を務める。

## 第 30 条 学生総会における議決権行使者

議決権行使者は、原則として各議題の採決に、議場にいる会員及びそれに準ずる方法により学生総会に出席している会員と、事前に投票を行った会員とする。

### 第 31 条 定時学生総会及び臨時学生総会の議決

学生総会における議事は、議決権行使者の過半数でこれを決する。賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

- 2 学生総会における議決は、次項に定める定足数を満たしたとき、成立する。
- 3 定足数は全会員数の 10 分の 1 とする。
- 4 前項に定める定足数を満たさない場合、事前に棄権の意思表示がなく、かつ自ら議決権を行使しない会員は、議長にその議決権を委任する。
- 5 前項の規定により議決権が委任された場合、議長は、定足数に不足する数に限り、委任された議決権を行使し、残余の委任議決権は棄権とする。なお、この場合の採決に加わる者は、議決権行使者及び議長とする。

### 第 32 条 特別学生総会の議決

特別学生総会における議決は、第 31 条第 3 項に定める定足数を満たすとき、成立する。

- 2 第 31 条第 3 項に定める定足数を満たさないとき、議決権行使者の総数が、第 35 条に定める異議申立のあった定時又は臨時学生総会の議決において、議決された票数（可決時は賛成票数、否決時は反対票数をいう。以下「原議決多数票数」という。）を上回る場合に限り、議決は成立する。

3 前項の規定により議決が成立したとき、多数側の票数が原議決多数票数を上回らない場合は、その議決によらず、異議申立の対象となった議決を採択する。

- 4 第 1 項及び第 2 項の要件を満たさない場合、議決は成立しない。

### 第 33 条 学生総会における発議

全ての会員は、別に定める規則に則り、学生総会に議案を提出することができる。

### 第 34 条 学生総会の議題

定時及び臨時学生総会は、原則として次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 役員人事の承認
- (2) 事業報告案の承認
- (3) 予算案の可決
- (4) 資産管理報告の承認
- (5) 事業計画案の承認
- (6) 決算報告の認定
- (7) 会則の改廃
- (8) その他本会の重要事項に関すること

- 2 特別学生総会にあっては、第 35 条第 4 項の定めるところによる。
- 3 学生総会の議事録は、学生総会の開催日から起算して 7 日以内に会員に公開しなければならない。

#### 第 35 条 学生総会の異議申立

会員は、第 31 条第 5 項により学生総会の議決が成立したとき、各議決についての異議を一人一件申し立てることができる。

2 異議申立の受理期間は、学生総会の議事録が公開された時点から起算して 10 日間とする。

3 本会は、異議申立の受理期間を満了した時点で、当該期間内に受理した異議申立の総件数が第 31 条第 3 項に定める定足数の過半数を満たす場合、当該受理期間の満了日の翌日から起算して 10 日以内に特別学生総会を開催する。

4 前項の規定においては、当該異議申立の対象となった議決について、第 32 条に基づき再議決を行う。

#### 第 39 条 執行部会の議長

執行部会の議長は、委員長が務める。

2 執行部会において、役員の選出、任期の延長及び罷免に関する議題がある場合、その議題に関与しない役員、又は執行部が別に定めた執行部員を、出席者の過半数の賛成をもって議長とする。

よって、学生総会に承認を諮詢する。

以上